

地方行政サービス改革の取組状況等(令和2年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
282022	兵庫県	尼崎市	中核市

(1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】 平成28年度(14年度) 実施率	平成29年度(15年度) 実施率
本庁舎の清掃			100.0%	99.4%
本庁舎の夜間警備			91.1%	98.6%
案内・受付			95.8%	91.1%
電話交換			89.1%	93.2%
公用車運転			70.0%	87.6%
し尿収集			98.1%	98.1%
一般ごみ収集			98.3%	97.6%
学校給食(調理)			89.6%	71.6%
学校給食(運搬)			100.0%	91.2%
学校用務員事務			33.3%	37.0%
水道メーター検針			100.0%	99.1%
道路維持補修・清掃等			100.0%	97.2%
ホームヘルパー派遣			100.0%	99.1%
在宅配食サービス			100.0%	99.9%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%	99.7%
ホームページ作成・運営			100.0%	87.5%
調査・集計	○	5年に1度実施される国勢調査など大規模な統計調査については、事務の一部を委託している。引き続き委託の方向性について検討する。	96.8%	96.4%

※令和2年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

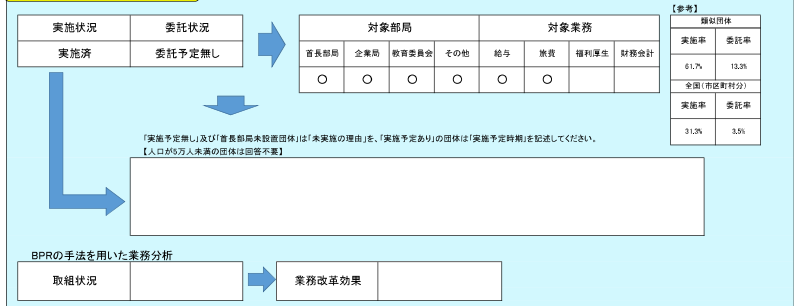
(2)指定管理者制度等の導入

				自治体職員 所轄施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	【参考】	
	公の 施設数	制度法人 数	法人率			平均自治体 職員数 千人当り	平均自治体 職員数 千人当り
体育館	7	7	100.0%	0	68.6%	39.6%	
競馬場 (明神宮、カスリーン等)	12	6	50.0%	0	67.1%	48.0%	
プール	3	1	33.3%	0	76.6%	51.3%	
海水浴場	0	0		0	21.4%	14.1%	
宿泊・休養施設 (ホテル、旅館等)	0	0		0	95.3%	86.7%	
休養施設 (保養所、保養所等)	0	0		0	90.6%	75.9%	
キャンプ場等	0	0		0	69.6%	58.6%	
産業情報提供施設	0	0		0	68.0%	74.7%	
展示場施設、見本市施設	0	0		0	64.9%	64.9%	
開放型研究施設等	0	0		0	55.0%	53.3%	
大規模公園	2	1	50.0%	現在、本市では園路施設ではない有料利用施設を有する公園のみ導入していることから、 一部の大型公園に関しては無償利用にて確保しているため。	56.4%	44.3%	
公営住宅	69	69	100.0%		62.7%	15.3%	
駐車場	14	14	100.0%	0	74.0%	37.6%	
大規模墓園、斎場等	2	2	100.0%	0	23.2%	22.9%	
図書館	2	1	50.0%	中央図書館は、図書館法第47条第1項、第48条第1項に「国及び地方公共団体」と規定 されているが、本市では図書館法に準拠して設置されていることから、市立図書館の導入 については無償利用としているため。	42.9%	19.6%	
博物館 (国史跡、国史跡、国史跡)	2	0	0.0%	中央図書館は、国史跡法第47条第1項、第48条第1項に「国及び地方公共団体」と規定 されているが、本市では図書館法に準拠して設置されていることから、市立図書館の導入 については無償利用としているため。	45.0%	27.0%	
公民館、市民会館	1	1	100.0%	0	30.3%	23.1%	
文化会館	0	0		0	42.6%	51.6%	
会議場、研修所等 (市民会館、市民会館)	2	2	100.0%	0	49.2%	49.0%	
特別養護老人ホーム	0	0		0	83.3%	73.8%	
介護支援センター	0	0		0	100.0%	49.0%	
福祉・保健センター	11	10	90.9%	本市より、児童福祉法第47条第1項、第48条第1項に「国及び地方公共団体」と規定 されているが、本市では児童福祉法に準拠して設置されていることから、児童福祉法に 準拠して設置されているため。	76.5%	93.2%	
児童クラブ、学童会等	55	0	0.0%	本市より、児童福祉法第47条第1項、第48条第1項に「国及び地方公共団体」と規定 されているが、本市では児童福祉法に準拠して設置されていることから、児童福祉法に 準拠して設置されているため。	33.1%	23.6%	

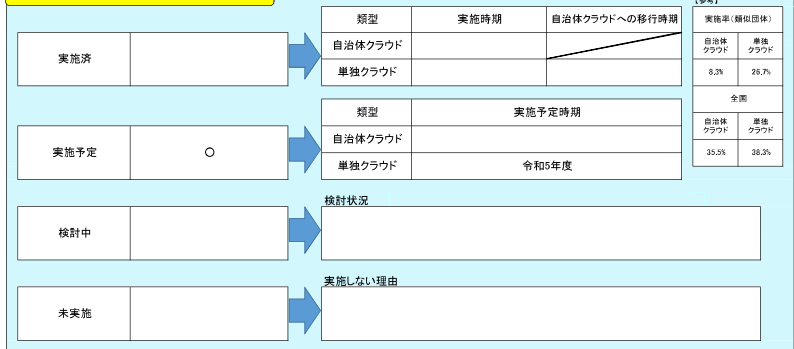
(3)窓口業務



(4) 庶務業務の集約化



(5)自治体情報システムのクラウド化



(6)公共施設等総合管理計画

(注)令和2年3月31日時点における状況であること。



(7)地方公会計の整備

(注)令和2年3月31日時点における状況であること。

